

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省3-1-3)

施策名	1-3 技術革新	担当部局・課室名	産業技術環境局 総務課			政策評価実施予定時期	令和4年8月
施策の概要	産業技術に関する政策に関すること				政策体系上の位置付け	1 経済成長	
達成すべき目標	Society 5.0を普遍的でグローバルな未来社会像として前面に掲げ、その実現に向けた重点な技術開発投資を推進することで、国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会や一人ひとりの多様な幸せ(well-being)が実現できる社会とすることを目指す。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)</li> <li>統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>統合イノベーション戦略2021(令和3年6月18日閣議決定)</li> <li>成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)</li> </ul>	
施策の予算額(執行額) (百万円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二百七回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和3年12月6日)</li> <li>第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)</li> <li>統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>統合イノベーション戦略2021(令和3年6月18日閣議決定)</li> <li>成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)</li> </ul>		
	128,458(128,212)	2,111,613(2,110,310)	2,390				

【測定指標】

測定指標(定量的)	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
1 官民合わせた研究開発投資の総額	-	-	5年間で累計約120兆円	令和7年度	-	-	-	-	-	-	-	諸外国との熾烈な国家間競争を勝ち抜くためには、大胆な規模の研究開発投資が必要。「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)「統合イノベーション戦略2021」(令和3年6月18日閣議決定)及び「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、今後5年間で官民120兆円の投資目標の達成に向けて取り組み、国際的な研究開発競争をリードするとの目標を掲げていることを踏まえ設定。
2 政府研究開発投資の総額の規模	-	-	5年間で累計約30兆円	令和7年度	-	-	-	-	-	-	-	政府研究開発投資は、民間投資を促進する呼び水となるものであるため、具体的な目標を設定し、拡充していくことが必要。「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)「統合イノベーション戦略2021」(令和3年6月18日閣議決定)及び「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、今後5年間で政府の研究開発投資30兆円の投資目標の達成に向けて取り組み、国際的な研究開発競争をリードするとの目標を掲げていることを踏まえ設定。
3 企業から大学、国立研究開発法人等への投資額	1,151億円	平成26年度	3,453億円	令和7年度	-	-	-	-	-	-	-	イノベーションをめぐる環境が予想以上のスピードで変化し、オープンイノベーションに対する期待が高まる中、組織体組織の本格的な産学官連携の重要性が増している。「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)及び「統合イノベーション戦略2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を2014年度の水準の3倍増とすることを目指すとの目標を掲げていることを踏まえ設定。

測定指標(定性的)	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
4 中長期における研究開発等の推進	中長期的な視点からの具体的な戦略に基づき、社会課題の解決に向けた革新的技術に係る研究開発を実施する。	令和3年度	我が国の産業が中長期的に世界をリードするためには、具体的な技術戦略を策定した上で国の研究開発プロジェクトを実施することにより、個別の企業では実施困難な、より革新的で複雑な研究開発に取り組むことが重要。 「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)において、量子技術等の最先端技術の研究開発を加速すること、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、社会課題解決のためのミッションオリエンテッド型の研究開発を推進することとされている。 また、「統合イノベーション戦略2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、戦略的に取り組むべき基盤技術について研究開発を着実に実施すること、とりわけ最先端の基盤的技術であるAIについては「AI戦略2021」(令和3年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)、バイオテクノロジーについては「バイオ戦略2020」(令和2年6月26日統合イノベーション戦略推進会議決定)、量子技術については「量子技術イノベーション戦略」(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定)、環境エネルギーについては「革新的環境イノベーション戦略」(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき研究開発等を推進することが挙げられていることを踏まえ設定。
5 研究開発型スタートアップの育成とエコシステムの構築と強化	急成長の可能性を秘めた研究開発型スタートアップに対し、関係者のコミットを得ながら、事業段階に応じた支援を行うことにより成功モデルを創出し、エコシステムの構築を目指す	令和3年度	Society 5.0の実現に向け、イノベーションの担い手であるスタートアップ企業は重要な存在。特に、研究開発型スタートアップは、スピード感を持った果敢な研究開発により技術的優位な立場を構築できるため、技術イノベーションの担い手として期待される。 しかしながら、研究開発に要する期間の長さ、資金調達難しさ、成功ノウハウ蓄積の少なさなど、研究開発型スタートアップを取り巻く環境は依然として厳しく、自律的に創出・成長が繰り返される「スタートアップ・エコシステム」構築のための支援が重要。 また、政府戦略(統合イノベーション戦略2021等)において、「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2025年までに50社創出」することが目標として掲げられていることを踏まえ設定。

### 【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
1 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	-	-	-	昭和42年度	1	1. 一般型 試験研究費の増減に応じて2~14%相当額の税額控除を認める(控除率10%超の部分は令和4年度までの時限措置)。税額控除限度額は、法人税額の25%。ベンチャー企業(設立10年以内で欠損金の翌期繰越額がある企業)については40%。 2. 上乗せ措置 平均売上金額に占める試験研究費の割合が10%を超える場合、控除率、控除上限を上乗せ(令和4年度までの時限措置)。税額控除限度額は、法人税額の10%。	-	-
2 特別試験研究に係る税額控除制度	-	-	-	平成5年度	1,3	特別研究機関等、大学、その他の者との共同試験研究、これらの者へ委託して行う試験研究に要する費用又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合等、当該企業が負担した特別試験研究費用の20%、25%又は30%相当額の税額控除を認める。 税額控除限度額は、法人税額の10%(2015年度から総額型、中小企業技術基盤強化税制と一体となっていた特別試験研究費税額控除制度を別枠化)。	-	-
3 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入	-	-	-	平成13年度	1	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号(業務の範囲)等に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金等で取得した固定資産等について、圧縮記帳を認める。	-	-
4 基盤技術研究促進事業(産投出資)	-	-	-	平成13年度	1	民間企業等による基盤技術研究を促進するための新エネルギー・産業技術総合開発機構の研究開発委託事業	-	-
5 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律	-	-	-	平成10年度	3	大学等技術移転促進法(TLO法)は、大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上及び新規産業の創出を図るとともに、大学等における研究活動の活性化を図ることを目的とする。	-	-

6	産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン	-	-	-	平成28年度	3	産学官のイノベーションを促進するため、「組織」対「組織」の産学官連携を深化させるための方策や、その方策の実行・実現に必要な具体的な行動等について取りまとめたもの。	-	-
7	技術研究組合法	-	-	-	昭和36年度	1,3	民間企業、大学、公的研究機関が試験研究を協同して行う「技術研究組合」の設立等について定めた法律。	-	-
8	基盤技術研究円滑化法	-	-	-	昭和60年度	1	民間における基盤技術研究の促進に関する法律。新エネルギー・産業技術総合開発機構による基盤技術研究促進事業の根拠法。	-	-
9	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	-	-	-	平成5年度	1	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律。新エネルギー・産業技術総合開発機構による福祉用具の研究開発助成事業の根拠法。	-	-
10	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法	-	-	-	平成14年度	1	新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務範囲等を定めた根拠法。	-	-
11	国立研究開発法人産業技術総合研究所法	-	-	-	平成11年度	1	産業技術総合研究所の業務範囲等を定めた根拠法。	-	-
12	技術研究組合の所得計算の特例	-	-	-	昭和36年度	1,3	技術研究組合のうち青色申告法人であるものが、組合員からの賦課金によって取得した試験研究用固定資産について、圧縮記帳を認める。	-	-
13	技術開発調査等の推進	※	※	※	※	1	※	-	0006
14	IoT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発	※	※	※	※	4	※	-	0007
15	国際研究開発事業	※	※	※	※	1,4	※	-	0008
16	研究開発型スタートアップ支援事業	※	※	※	※	5	※	-	0009
17	新産業創出・マテリアル革新に向けた新技術先導研究プログラム	※	※	※	※	1	※	-	0010
18	ムーンショット型研究開発事業	※	※	※	※	4	※	-	0011
19	官民による若手研究者発掘支援事業	※	※	※	※	3	※	-	0013
20	産学融合拠点創出事業	※	※	※	※	1	※	-	0014
21	積層造形部品開発の効率化のための基盤技術開発事業	※	※	※	※	1	※	-	0015
22	革新的ロボット研究開発等基盤構築事業	※	※	※	※	1,2	※	-	0016

23	AIチップ開発加速のための イノベーション推進事業	※	※	※	※	4	※	-	0017
24	安全安心なドローン基盤技 術開発事業費	※	※	※	※	1	※	-	0018
25	ポスト5G情報通信システム 基盤強化研究開発事業	※	※	※	※	1	※	-	0019
26	自動走行ロボットを活用した 新たな配送サービス実現に 向けた技術開発事業	※	※	※	※	1	※	-	0021
27	廃炉・汚染水・処理水対策 事業(旧:廃炉・汚染水対策 事業)	※	※	※	※	-	※	-	0022
28	放射性物質研究拠点施設 等運営事業	※	※	※	※	-	※	-	0023
29	Global Technology Governance Summitにおけ る第四次産業革命関連施策 普及事業	※	※	※	※	4	※	-	新21-0003
30	スタートアップ向け経営人材 支援事業	※	※	※	※	5	※	-	新21-0004
31	次世代ソフトウェアプラット フォーム実証事業	※	※	※	※	1	※	-	新21-0005

※【達成手段一覧】に係る各種予算事業の「予算額計(執行額)」、「開始年度」、「達成手段の概要等」については、下記URL先の行政事業レビューシートを参照。

○令和2年度以前事業 ([https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/review2021/saisyu/1-1saisyu.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2021/saisyu/1-1saisyu.html))

○令和3年度開始事業 ([https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/review2021/saisyu/2-1saisyu.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2021/saisyu/2-1saisyu.html))